

平成26年9月26日開催

新庄市農業委員会第4回総会議事録

新庄市農業委員会

新庄市農業委員会総会（平成26年9月）議事録

1. 開催日時 平成26年9月26日（金）午前10時00分

2. 開催場所 新庄市議会議場

3. 出席委員（20名）

1番	星川	豊	2番	高橋	眞
3番	高橋	和彦	4番	樋口	彦弥
5番	高橋	敏行	6番	海藤	芳正
7番	伊藤	忠男	8番	今田	則雄
9番	畠腹	銀蔵	11番	小嶋	忠昭
11番	柏倉	嘉門	13番	佐藤	喜代志
13番	今田	栄二	15番	井上	茂雄
15番	吉野	昭男	17番	星川	勇吉
17番	清水	哲夫	19番	笹	行也
19番	三原	常男	21番	齋藤	謙二

4. 欠席した委員（1名）

10番 清水 清秋

5. 議事日程

- 日程第 1 議事録署名委員及び会議書記指名
日程第 2 議案第10号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第 3 議案第11号 農地法第4条の規定による許可申請について
日程第 4 議案第12号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第 5 報告第 4号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
日程第 6 報告第 5号 農業振興地域整備計画の変更について
日程第 7 報告第 6号 農業者年金に関する裁定請求書等の確認について

6. 出席した事務局職員

局 長	浅沼 玲子	主 査	鏡 彰広
主 事	渡部 瑞姫	主 事	鈴木 啓太

7. 総会議長

星川 豊

8. 会議の概要

○議長

ただいまより、平成26年度新庄市農業委員会第4回総会を開催します。総会に入りますが、事務局より出席者数の確認をお願いします。

○事務局長

現在の出席委員は20名でございます。選挙による委員の出席は16名、欠席通告者は、八向地区の清水清秋委員の1名でございます。従いまして、在任する委員の出席数が選挙による過半数を上回っておりますので、新庄市農業委員会総会会議規則第6条第1項の規定により、本第4回総会が成立していることを御宣告申し上げます。それでは、会長に議長をお願いします。

○議長

それではこれより議事に入ります。まず日程第1、議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。新庄市農業委員会総会会議規則第19条第2項に規定する議事録署名委員を慣例により議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

ご異議ないようですので、議事録署名委員に4番の樋口彦弥委員と5番の高橋敏行委員の両名をお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の鏡彰広君と鈴木啓太君を指名いたします。以上で日程第1を終わります。

次に、日程第2、議案第10号農地法第3条の規定による許可申請についてを上程いたします。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

議案第10号農地法第3条の規定による許可申請について、稲舟地区1番から萩野地区2番までの4件につきまして、議案書に基づき朗読いたします。

(議案書を朗読し、申請内容を説明。)

なお、農地法第3条第2項各号の審査基準に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。ご審議の程よろしくをお願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。ただいまの提案に関連して、担当委員の方から現地調査の結果について報告をお願いします。それでは、稲舟地区の1番について調査報告をお願いします。

○16番

稲舟地区1番につきまして、9月21日に調査したところ、△△さんが高齢のため、子である△△さんに経営移譲をしたいということでした。また、同一世帯であり、問題ありませんでしたので、よろしく申し上げます。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、稲舟地区の2番について調査報告をお願いします。

○16番

稲舟地区2番について、9月21日に調査確認したところ、同一世帯であり、経営移譲年金受給のための、使用貸借権の再設定という事でしたので、問題ありませんでした。よろしく申し上げます。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、萩野地区の1番について調査報告をお願いします。

○15番

萩野地区1番につきまして、調査した結果を報告させていただきます。調査月日は9月

23日です。△△さんは同一世帯であり、親子関係ですので、問題ありませんでした。よろしくお願ひします。

○議長

はい、ご苦勞様でした。次に、萩野地区の2番について調査報告をお願ひします。

○9番

萩野地区2番についての調査報告をいたします。9月22日に調査確認したところ、△△さんと△△さんは、同一世帯、経営移讓年金受給のための使用貸借権の再設定であり、申請農地は△△さんが適正に管理されておりますので、問題ありませんでした。よろしくお願ひします。

○議長

はい、ご苦勞様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について、質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第10号農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第10号農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり可決決定されました。

次に、日程第3、議案第11号農地法第4条の規定による許可申請についてを上程いたします。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願ひいたします。

○事務局

議案第11号農地法第4条の規定による許可申請について、新庄地区で1件ございます。議案書に基づき朗読しご提案申し上げます。

(議案書を朗読し、申請内容を説明)

以上、新庄地区1件について、ご提案申し上げます。ご審議の程よろしくお願ひ申し上げます。

○議長

はい、ご苦労様でした。ただいまの提案に関連して、担当委員の方から現地調査の結果について報告をお願いします。それでは、新庄地区の1番について調査報告をお願いします。

○20番

議案第11号農地法第4条の規定による許可申請について、新庄地区1件ございます。9月22日に調査した結果、事由は詳細のとおり問題ございませんでしたので、よろしくお願ひいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について、質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第11号農地法第4条の規定による許可申請については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第11号農地法第4条の規定による許可申請については、原案のとおり可決決定されました。

次に、日程第4、議案第12号農地法第5条の規定による許可申請についてを上程いたします。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局

議案第12号農地法第5条の規定による許可申請について、新庄地区で2件ございます。議案書に基づき朗読しご提案申し上げます。

(議案書を朗読し、申請内容を説明)

以上、新庄地区2件について、ご提案申し上げます。ご審議の程よろしくお願ひ申し上げます。

○議長

はい、ご苦労様でした。ただいまの提案に関連して、担当委員の方から現地調査の結果について報告をお願いします。それでは、新庄地区の1番について調査報告をお願いします。

○20番

議案第12号農地法第5条の規定による許可申請について、新庄地区1番について報告いたします。9月22日に調査した結果、事由は詳細のとおり問題ございませんでしたので、よろしくお願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、新庄地区の2番について調査報告をお願いします。

○20番

議案第12号農地法第5条の規定による許可申請について、新庄地区2番について報告いたします。9月22日に調査した結果、事由は詳細のとおり問題ございませんでしたので、よろしくお願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について、質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第12号農地法第5条の規定による許可申請については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第12号農地法第5条の規定による許可申請については、原案のとおり可決決定されました。

それでは、これより報告案件に入ります。日程第5、報告第4号農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを上程します。事務局より朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

報告第4号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、新庄地区1番から八向地区1番までの7件につきまして、議案書に基づきましてご説明申し上げます。

(議案書を朗読し、報告内容を説明)

以上、7件につきましてご報告申し上げます。

○議長

はい、ご苦労様でした。ただいまの報告第3号農地法第3条の3第1項の規定による届

出について、質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第3号農地法第3条の3第1項の規定による届出については、原案のとおり可決承認されました。

次に、日程第6、報告第5号農業振興地域整備計画の変更についてを上程いたします。事務局より朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

報告第5号農業振興地域整備計画の変更について、新庄地区1件ございましたので、議案書に基づき、ご報告いたします。

(議案書を朗読し、報告内容を説明)

以上、ご報告いたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。ただいまの報告第5号農業振興地域整備計画の変更について、質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第5号農業振興地域整備計画の変更については、原案のとおり可決承認されました。

次に、日程第7、報告第6号農業者年金に関する裁定請求書等の確認についてを上程いたします。事務局より朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

報告第6号農業者年金に関する裁定請求書等の確認について、新庄地区1件、稲舟地区1件、萩野地区1件、八向地区1件ございます。議案書に基づきご説明いたします。

(議案書を朗読し、報告内容を説明)

以上、ご報告いたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。ただいまの報告第6号農業者年金に関する裁定請求書等の確認について、質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第6号農業者年金に関する裁定請求書等の確認については、原案のとおり可決承認されました。

以上をもちまして、本日の審議並びに報告事項について可決決定並びに承認されました。

これをもちまして、新庄市農業委員会第4回総会を閉会いたします。

本総会議事録は、新庄市農業委員会会議規則第18条の規定によりこれを作成し、その次第に相違ないことを証明するため茲に署名する。

平成26年9月29日

新庄市農業委員会

議事録署名委員 樋口 彦弥

議事録署名委員 高橋 敏行